

# 環境経営レポート

対象期間：令和5（2023）年度（73期） 2023年6月～2024年5月



認証取得(本社、東京支店、九州営業所)



エコアクション21

認証・登録番号 0000136

発行日 2024年 12月 10日

修正日 2025年 2月 21日

ナショナル貿易株式会社

## 1. 組織の概要と認証・登録の対象範囲

### 1) 事業所名及び代表者名

ナショナル貿易株式会社

代表取締役 松岡泰生

### 2) 所在地

本 社 明石市魚住町清水 2 3 7 8—3

TEL; 0 7 8 ( 9 4 1 ) 9 3 4 1 (代)、 FAX ; 0 7 8 ( 9 4 1 ) 8 1 0 5

URL;<http://www.ntc-jp.com/> e-mail;[gyomu@ntc-jp.com](mailto:gyomu@ntc-jp.com)

東京支店 東京都品川区西五反田 8—1—10

九州営業所 北九州市八幡東区昭和 2—1—17

\* ) 仙台営業所 仙台市若林区卸町 1—6—15

注\* ) : 仙台営業所は社員常駐拠点ではないため対象外とする。

### 3) 環境管理責任者(連絡担当者)

本社 総務部

### 4) 事業活動

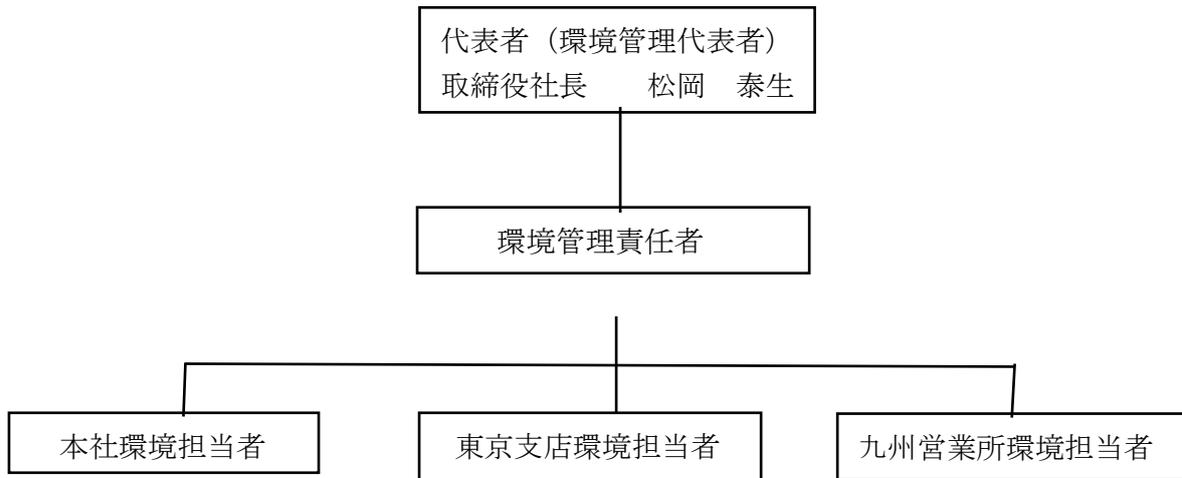
工業用油剤(切削油剤・研削油剤・塑性油剤・洗浄剤・防錆剤・離型剤)及び関連機器(オイルスキマー)等の販売

弊社は、国内の製造協力会社とタイアップで経済効果を重視し、金属・非金属加工分野における切削・研削性、作業能率UP及び環境保全面等について配慮された独自ブランドの製品を扱っています。また顧客の要望に基づく既存製品の改良・改善はもちろん、新製品の開発も積極的に行っています。

### 5) 事業の規模(73期)

拠点	全 社	代表者	本社/名古屋	東京/仙台	九州
社員数	21人	1人	10人	8人	2人

## 2. 実施体制図及び役割



### <役割>

代表取締役：環境経営に関する総括責任

実施体制の構築（環境管理責任者を任命を含む）

環境経営方針の策定・見直し及び全従業員への周知

環境経営目標・環境経営計画書・環境経営レポートを承認

全体の評価と見直し・指示

環境管理責任者：環境負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの  
実施及び取りまとめ

環境関連法規制等取りまとめ表の作成

環境関連法規制等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施

緊急事態の対応手順書の作成・修正

環境活動の実績集計

環境活動の取組結果を代表者へ報告

環境担当者：自部門に関連する環境経営計画の実施及び達成状況の報告

緊急事態の訓練実施

特定された項目の運用管理

全従業員：環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚

決められたことを守り、自主性・積極的に環境活動へ参加

### 3. 環境経営方針

#### ナショナル貿易株式会社 環境経営方針

ナショナル貿易株式会社は、主にオリジナルブランドで構成された水溶性金属加工油剤・洗浄剤等の工業用製品群、および関連機器類を自社サービスネットワークを通じて全国の需要家に供給している。

当社では、地域社会における環境負荷の低減は勿論、環境保全性により配慮された優良な製品の開発と提供を通じて、いっそう広い地平における環境との調和を継続的に図るため、課題とチャンスをつまみ以下の通り環境方針を定める。

- ① 環境保全型製品の積極展開と増販、あらたな製品開発及び化学物質使用の適正化  
需要家における環境負荷低減に高く寄与する機能を持った製品をあらたに重点品「エコ・フレンドリープロダクト」として選別し、増販数値目標を定め、その達成を図る。  
更に環境保全性能を向上させたあらたな製品の開発及び化学物質使用の適正化に努め、その効果が顕著な場合には、適宜上記のラインアップに投入する。
- ② 多様に変化する需要家の環境ニーズに即応するサービスや情報の提供  
一層高いレベルの顧客満足及び業務効率化に資する製品改良やサービス、情報提供について、常にその内容を見直し、迅速な実施提供に努める。  
また、特に国内外の環境諸法令・規制については、顧客・需要家の立場に立って最新情報を収集し、それに基づく製品ラインアップの逐次改良をはじめ、情報等の開示や調査要請に対して常に即応出来る態勢を整備する。
- ③ 省資源・エネルギーの効率利用によりCO<sub>2</sub>排出量の削減、廃棄物の削減及びグリーン購入の推進  
本社事業所における環境負荷をチェックし、廃棄物削減、省資源、省エネルギー、リサイクル、節水、グリーン購入などの具体的活動を通じて、継続的な低減に取り組む。  
とくに営業車両の燃料消費量削減については、全ての項目において環境負荷低減に寄与するウェイトが高く、その効率的運用を積極的に推進する。
- ④ 当社事業活動に係る全ての環境法令・法規制等については、これを遵守する。
- ⑤ 環境コミュニケーションへの積極的取り組み  
活動全般に基づく「環境経営レポート」を年一回作成し、ホームページへのアップ、EA21事務局への提出等を通じて社内外に公表する。

平成15年11月1日（制定）

平成26年 6月1日（改訂）

平成28年 6月1日（改訂）

平成31年 4月9日（改訂）

令和4年 11月1日（改訂）

ナショナル貿易株式会社  
取締役社長 松岡 泰生

#### 4. 主な環境負荷の実績

2021年度以降の主な環境負荷の推移は下記の通りである。

年度例 2021年度 (2020.6~2021.5)

項目	単位	2021年度 (71期)	2022年度 (72期)	2023年度 (73期)
電力使用量	kWh	19,182	17,562	17,297
ガソリン使用量	L	19,480	19,626	20,552
二酸化炭素排出量 注1	kg-CO <sub>2</sub>	52,558	52,927	54,934
一般廃棄物排出量 ※再生利用量含まず 注2	kg	155	158	145
水使用量	m <sup>3</sup>	67	68	74

注1 電力：関西電力 (0.434)、東京電力 (0.39)、九州電力 (0.475) R4年度公表の調整後排出

係数から算出

ガソリン：排出係数 0.0671kg-CO<sub>2</sub>/MJ × 単位発熱量 34.6(MJ/l) から算出

注2 焼却処分のみ

#### 5. 73期(2023)年度環境経営目標の実績・評価

##### (1) 製品・サービスに関する目標と実績

###### 目標と実績

重点品（環境対応型製品）として、N-COOL 1270N-Rを選定。

- ・環境関連及び安全衛生関連法令の諸改正を鑑み、現有ラインアップ中、最も環境負荷が小さく、危険有害性指標の少ない上記製品を新たな重点品候補として取り上げ、73期(2023年6月~2024年5月)を通じて実用性能面の評価を行った。
- ・上記期間内を通じて、複数の需要家で良好な評価が得られたため、74期(2024年6月~)より当製品を重点品として採り上げ、販売目標数量を設定して運用を開始する。

「化学物質使用の適正化」について、本年度の取り組みと結果については以下の通り。

- 1) 来年度中に改正施行が決定している ①環境関連重要法令の改正(2024.4.1)及び ②化学物質の管理に関する重要法令(2025春~夏季予定)に基づき、それぞれ該当する化学物質(群)を含有する製品について調査の結果、①については SDS(ほか関連資料)の改訂を要しないことが判明したため、現行のものを継続使用する旨決定した。②については、主力2品目が該当物質の含有品であることから、代替品の供給についてメーカー社との協議を開始している。但し未だ法改正の施行期日及び詳細内容が明らかでないため、顧客に対するアナウンスは来年度上期(2024年6月~)以降に逐次計画することとした。
- 2) 「重要環境法令に於ける全製品のリスク評価」の結果、1)の実施を通じて、今年度も特段の課題や顧客からの指摘、顕著な苦情の発生はなかった。
- 3) 安衛法に定める「顧客に於けるリスク管理」支援を、コンサルティング営業の一環として継続中。来年度(2024.4.1)より施行が決定している法改正により、リスク管理(リスクアセ

メント) が全顧客に義務づけられることを鑑み、その際、顧客の要望に適切に対応できるよう、新たに増加する該当化学物質や SDS 記載要件の変更内容ほか、顧客に対する通知の手段方法について、4) の社内教育で逐次伝達している。

4) 全社員対象の情報伝達・研修の定期的実施

タブレット端末によるリモート会議を定例化し、web 上の社内情報共有サイト「ナショナル貿易・管理システム」を活用して以下に関する情報伝達と遠隔講習会を実施。

- イ) 1) 3) に挙げた国内外の環境・安全衛生及び SDS 関連の重要法令、諸規制の改正動向と対応について。
- ロ) 環境、安全衛生に関する顧客からの問い合わせや要望事項について、直近の傾向と対応手段、或いは新たなニーズの把握。
- ハ) 改正安衛法で新たに義務づけられるユーザーのリスク管理支援について、特に来年度及び再来年度の法改正に基づく実際的手段の発展的協議、直近事例の共有交換。

(2) 数値目標

前年度(72 期、2022 年度)実績数値維持を目標とした。

項目		目標及び実績			
		目標	実績	達成度	評価
電力使用量(全社合計)	kWh	17,562	17,297	102%	○
(内訳) 本社		8,543	7,918	108%	○
東京支店		7,022	7,509	94%	△
九州営業所		1,997	1,870	107%	○
ガソリン使用量(全社合計)	L	19,626	20,552	95%	△
※二酸化炭素排出量(全社合計)	kg-CO <sub>2</sub>	52,927	54,934	96%	△
燃 費	km/L	17.3	17.6	102%	○
水使用量(本社のみ)	m <sup>3</sup>	68	74	92%	△
一般廃棄物	kg	158	145	109%	○
(内訳) 本社		99.8	89.11	112%	○
東京支店		35.6	36.6	97%	△
九州営業所		22.1	19.3	115%	○

注) 評価欄にて、○：達成(100%以上)、△：やや未達成(90%以上)、×：未達成

計算式=目標数値÷実績数値

※ 数値=関西電力 (0.434)、東京電力 (0.39)、九州電力 (0.475) 公表の調整後排出係数から算出。

※ 燃費：過去3年間の数値から目標を設定

(3) グリーン購入に関する目標と実績

数値目標とはせずに文具等のグリーン購入の推進実績

本社・東京支店ともに意識を持続。なお、九州営業所には本社から支給している。

## 6. 7 3 期(2023)年度 環境経営計画の実績・評価

### (1) 主な環境経営計画の取組

#### 1. 環境保全型製品の増販、あらたな製品開発

実用性能面において、複数の顧客で良好な評価が得られたため、重点品として既存ラインアップより 1270N-R (水溶性切削油剤) をあらたに選定した。7 4 期 (2023 年 6 月～) より数量目標を設定のうえ増販に取り組む。

#### 2. 化学物質使用の適正化について

「関連全法令に係る全製品のリスク評価」に基づき、来年度以降に予定されている ①国内重要法令の改正 (2024.4.1) 及び ② 化学物質管理に関する重要法令の改正 (2025 春～夏季) に対応した文書資料のチェックほか、特に ② については主力 2 製品が対象となる可能性が高いため、各メーカーと連携した製品対策を準備している。

「ユーザーに於けるリスク管理 (リスクアセスメント)」支援については、特に①と密接に関連する法改正の内容に基づいた社内資料を作成のうえ、予想される実施方法について全社で共有するための社内教育を開始した。来年度は可能な限り施行前に社内教育を完了し、いち早く顧客コンサルティング、メンテナンス営業に反映させるよう努める。また、②については、実用性能の評価を伴うため、各メーカーとの連携により代替品開発を急ぐ必要がある。

#### 3. 社内教育の実施について

タブレット端末を媒体としたリモート会議、社内講習は、既に全部署において月次レベルで定例化している。74 期も引き続き速やかな全社的情報共有と知識、スキルの向上に繋げる。

### (2) 各環境負荷の結果

#### ・電気使用量

活動＝エアコン・電灯・パソコンの効率利用は継続している。

評価＝全社で前年度より減少。

ただし、前期 (6 月～11 月) はおそらく、猛暑による空調設定温度の上昇も影響したのか使用量は微量に増加している。来期も従来の節電活動を続ける。

#### ・車両ガソリン使用量

活動＝エコドライブ (アイドリングのカット、急発進急加速の抑止など) の実施、適切な車両整備 (特にタイヤ空気圧) 及び計画的な営業走行の励行を継続中。

評価＝ガソリン消費量は 72 期より増加。但し、年度初からのコロナ禍の影響による営業エリアの行動制限 (とくに訪問自粛) が多少緩和され営業活動が開始したことが寄与していることは明らか。

なお、同じくコロナ禍の影響により営業部の新規採用は実施できなかった。

#### ・廃棄物排出量

活動＝コピー用紙などの裏紙使用の徹底、ヤマト運輸の機密文書リサイクルを活用

評価＝上記の取り組みは継続しており、前期より微量ながら減少。全社での廃棄処理を要する注文書類のペーパーレス化も進んでおり更なる減少傾向を期待したい。

但し、不要 DM 等（可燃ごみ）の紙類がほぼ同量。引き続き、紙の再利用は継続する活動を続け、ゴミ排出量の徹底を意識して行く。

・水使用量

活動＝節水奨励

評価＝残水を掃除時に再利用など節水励行に努めるなど努力している。

本社での営業会議の主流がリモート会議となり利用頻度が減少したものの、前年度より微妙に増加した要因として、敷地内の駐車場修繕工事に使用したことが挙げられる。来期も引き続き従来の節水奨励を続ける。

・グリーン購入

活動＝可能な限りグリーン商品を購入するよう心掛ける。

評価＝注文する際は購入履歴を確認しながら可能な限りグリーン商品を購入していた。

## 7. 次期 74 期以降の中期目標と取り組み内容

### 1. 新たに選定した重点品、1270N-R について

- ① 既に実用性能においても複数の顧客から良好な評価が得られた。
- ② 74 期初より 73 期実績に基づく初期の目標数量 (kl) を設定して増販に着手する。  
※73 期 (通期) 実績=31.4kl
- ③ 以降毎年度の販売実績に基づき、逐次適切な目標を設定して増販に取り組む。

### 2. 化学物質使用の適正化について

2025.4.1 に予定されている安全衛生関連の法改正および、同年春～夏季に告知された化学物質管理に関する法改正に対し、各々適切に対応することを 74 期の最優先項目とする。

特に前者については 2026 年以降も随時改正が予告されているため、法改正への対応における最重要項目として位置づけ、優先して各年度の目標に盛り込む。

- ① 各メーカー社との協議を通じて、全製品のラベル・SDS・商材資料の改訂について、または該当化学物質を含有しない代替品の開発と上市について、それぞれの施行或いは顧客・市場の求める期間内に完了させる。
- ② ①に加えて、それぞれの改正内容と、製品使用上の留意点を適正かつ判り易く案内した社外資料を作成配布し、顧客の適切な判断と法令対応を促す。
- ③ ①②に付随して、各メーカー社との協力と顧客情報の収集により、特により要請度の高い製品分野については、重点品以外にも積極的に新製品を開発上市し、顧客により広い選択肢を提供する。
- ④ 定例化したリモートミーティング・社内講習に加え、社内ツールの活用を以て、新たな情報や社内事例を随時全部署で随時共有する。

通常の営業コンサルティング・メンテナンス活動において 上記②③④の推進を図ると共に、

「ユーザーに於けるリスクアセスメント支援」を営業活動の主軸として優先的に位置づけ、さらに差別化を図る。

その他従来の取り組み「関連全法令に係る全製品のリスク評価」「国内外の法規制改正、対象物質のあらたな拡大や変化に関する情報収集とチェック」「顧客から依頼される調査要請内容の変化に基づく動向調査」の継続によって、より広汎かつ最新の化学物質情報の収集整理と社内共有を今後も継続する。

3. ガソリン消費量の低減  
前年度維持を目標とする。引き続き訪問環境の変化に即応しつつ、効率の良い営業活動に74期以降も取り組んでいく。
4. 各拠点のその他の環境負荷  
各項目とも前年度維持を目標とする。取組内容も継続する。
5. 水の使用量  
本社のみで取り組んでおり、使用量は極めて少ない。  
使用用途は主にトイレ、掃除、炊事場のみ。  
引き続き、節水に努めることを継続する。
6. e-文書法の実施を推進  
社内資料（内勤者の出勤簿・製品カタログ・営業員作成資料）のほか、顧客台帳の電子化をさらに進め、コロナ禍以降、やや停滞しているテレワーク体制の構築、充実にも寄与させる。  
財務書類については委託税理士と協調のうえ引き続き電子化を推進する。
7. 数値目標の項目に「燃費」を追加  
より詳細にデータを把握するため、過去3年間の数値から目標を設定した。

## 8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

73期 環境法令等の一覧及び各拠点の評価

		○は遵守 △は指摘 --は非対象		
評価日 令和6（2024）年5月末日		本 社	東 京 支 店	九 州 （ 営）
規制の内容	チェック項目			
本社一般廃棄物の処分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例） 許可委託業者を用いる義務	委託先である金澤産業との契約書、許可証の 期限、回収日の確認 許可証の有効期限：2026（R8）年3月31日	○	---	---
東京支店、九州営業所の一般廃棄物の処分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	東京 委託であるビル会社に適正処分の確認 九州 北九州市の条例に則り、遵守の確認	--	○	○
産業廃棄物 切削油等在庫品の処分本社のみ 廃棄物処理法第12条の3第7項に基づき 県へのマニフェスト交付報告義務（毎年6月） 産業廃棄物管理票交付等状況報告書	委託先であるダイセキとの契約書、許可書の 期限の確認 収集許可の有効年月日： 2026（R8）年4月18日 処分許可の有効年月日： 2028（R10）年12月23日 交付等状況報告書提出日	○	---	---

	廃油 2024 (R6) 年 4 月 10 日 金属くず他 2024 (R6) 年 4 月 8 日			
フロン排出抑制法 平成 27 年 4 月施行 業務用エアコンの点検義務 本社のみ	3ヶ月に一度チェックシートに基づき点検 記録の保存	○	---	---
P R T R 法、労働安全衛生法 S D S の発行記載義務	販売先への資料配布提供の有無と、記載確認 対象品は金属加工油剤・洗浄剤・防錆剤	○	---	---
自動車 NO x ・ PM 法、リサイクル法	基準適合車の購入と支払いの確認	○	---	---
<b>自主規制の内容</b>	<b>チェック項目</b>			
R E A C H 規制	製造元及びメーカーの協同で非含有の確認	○	---	---
関連法や諸規制で指定された化学物質の使用制限	対応した製品のラインアップを推進	○	---	---
消防法、製品の保管義務	委託倉庫の危険物等の保管状況を都度確認 (本社：確永自動車 東京：三和倉庫) 毎月末の在庫表にて数量確認	○	---	---
グリーン購入法	自社の購入基準表に基づいての購入の確認	○	○	○

関連する法規制の遵守状況の評価結果及び適用を受ける法規制等の逸脱はありません。

なお、関係当局より法規制の違反等の指摘及び訴追は過去 3 年間以上ありません。

## 9. 代表者による全体評価と見直しの結果(令和 6 年 11 月 10 日) 代表取締役 松岡泰生

No.	個別見直し項目	社長コメント
1	環境経営目標の 達成状況	<p>あらたに候補としていた 1270N-R について、実用性能面でも概ね良好な評価が得られたため、来年度より正規重点品として増販に取り組む。</p> <p>本製品は実用性においても優れた特徴を有しており、既に現時点でも相応の実績を挙げているが、さらに重点品として採りあげることで一層の販売意欲向上につながるものと期待出来る。挑戦的な数量目標を設定のうえ、74 期初より取り組みを開始したい。</p> <p>「化学物質使用の適正化」について、73 期において求められた主要な法改正への対応が比較的早期に完了したことは評価できるが、特に 2024 年以降も継続した改正が予告されている安全衛生関連法および、化学物質管理に関する規制強化については対応がやや遅れており、来年度は当初から適切な顧客対応と製品代替を最優先の行動目標として取り組む必要がある。時系列を重要視し、改正前の対応完了を目標として実施を徹底させたい。</p> <p>社内教育の緊密化について、タブレット端末を活用した従来のリモートワークに加え、部署全員が同時に参加する、遠隔ミーティングや講習を定期的で開催することが出来、適時適切な情報共有が部署各々の意欲に繋がっている。</p> <p>しかしながら、各会合において主催者（経営者）からの一方的な情報伝達に偏るマンネリ化の傾向があり、今後は事例報告や意見提案に時間を割くことで</p>

		<p>双方向での情報交換を促すよう運営方法をさらに工夫したい。</p> <p>営業車ガソリンの消費量カットについて、コストカット意識の向上もあってムダな動きを抑制しようとする意欲は引き続き旺盛であり、来年度も期間内の推移を注視しつつ、各自に対して、より結果を意識して行動するよう働きかけたい。CO2 排出量をはじめ、環境負荷諸項目の低減についても上記の意欲がそのまま実績に直結していることを周知し、来年度以降もさらに自発的かつ能動的な行動を心がけるよう指示している。</p>
2	環境法規制の遵守状況	違反なし。
3	環境法令の設定・改廃の状況	<p>内外に於ける年度内の重要法改正への対応は、上記 1. の通り、予定通り顧客対応から文書商材類の改訂、製品代替までを完了することが出来た。</p> <p>続いて 2024.年度以降も継続した改正が予告されている、環境・安全衛生関連法改正についても、1. の通り継続した対応が必須となる。</p> <p>これら改正においては顧客側の取り組みが一層強く義務づけられるため、従来当社の強みとして行ってきた実用性能面のコンサルティングやメンテナンスだけでは、競合他社との差別化が不十分となる恐れがある。</p> <p>一層の危機感を以て時宜に応じた適切な顧客アナウンスメントを図り、同時に 1. に挙げた社内講習・教育の充実と、それを適時反映したリスクアセスメント支援を重要な行動目標とし、コンサルティングとメンテナンス行動に反映させて行かねばならない。</p>

環境経営方針  変更なし  変更あり 令和 4 年 11 月 1 日見直し

環境経営目標・計画  変更なし  変更あり (環境経営レポート記載の通り)

実施体制  変更なし  変更あり

なお、2023 年 6 月～2024 年 5 月の間、外部から環境に関する苦情はありませんでした。

## 1. 化学物質使用の適正化・あらたな法改正対応

## 1-1 環境経営計画の運用、実行手順

特に重要な環境・安全衛生令の改正（2024年4月施行）対応については以下の通り特記事項として記述し、活動計画に組み入れる。

- イ. メーカー社との連携により、全ての現行品を対象として、法改正に適合した SDS・製品ラベル・その他製品資料・商材を改正施行までに改訂する。
- ロ. イ. のうち、2025年春～夏季に改正予定の化学物質管理法への対応については、主力のうち2製品のみ指定化学物質の含有が明らかなたため、各メーカーとの協議を早め、早期に非含有の代替品を開発～上市し、顧客へのアナウンスメント～代替品の実用性評価を経て2025年1月までに代替を完了させる。
- ハ. イ. については、2025年以降も継続した改正が予告されており、2024年以降、各年度12月末までに SDS・製品ラベル・その他製品資料・商材の改訂内容を各メーカーと共有のうえ、改正施行前に顧客への提供準備を完了させる。
- ニ. 同時に既存全製品（水溶性油剤・洗浄剤・不水溶性油剤・塑性加工油剤）の成分情報を改正のつど精査し、改正内容と突き合わせ、それぞれの品種ごと、顧客の要望など必要に応じてメーカー社との連携を以て代替品を選定或いは開発し、適宜ラインアップに加える。
- ホ. ハ. ニ. で得られた成分情報や、環境衛生面に対する顧客の新たなニーズを捉え、新製品の開発にも常時優先的に反映させる。

方 法	監視・測定方法
顧客に於ける環境保全により寄与させるため、環境リスクを最低限に抑制し、且つ充分な実用性能を有する、あらたな重点品番を開発選定して増販体制を執る	<p>① 重点品 1270N-R について、73期実績に基づく挑戦的な販売数量目標を設定して増販を図る。 73期通期実績＝31.4kl</p> <p>② 上記各段階の目標期日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆2024.5 顧客に於ける実用性能評価完了。</li> <li>◆2024.6 重点品としてラインアップ完了</li> <li>◆2024.7 初期販売目標の設定～増販開始</li> <li>◆2024年度以降 各年度販売実績に応じた目標管理</li> </ul> <p>以上の実施責任は経営者に存する。</p>

<p>直近の安全衛生関連法令および化学物質の管理関連の法改正に対応した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適合する SDS・製品ラベル・製品資料・商材の改訂</li> <li>・それぞれに対応した代替品の選定開発</li> <li>・改正の内容及び顧客に於ける適切な対応について、分かりやすく周知するための案内パンフレットの作成配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 適合 SDS・ラベル・資料商材の改訂時期について 2025.3 月末までに準備を完了し、4 月度より改訂分の随時配布に着手する。 改訂作業はメーカー協力を得て本社業務部が行い、経営者のチェックを経て社内全拠点に配布共有する。</li> <li>② 顧客に対する案内資料の作製は経営者が行い、 全社営業部に対して配布を指導指示する・・2024 年 5 月上旬までに開始。</li> <li>③ 営業部は①②を援用し、通常のコサルティング・メンテナンス営業における重点目標として位置づけ、優先的に行動する。</li> <li>④ 経営者は週毎の報告書及び月次ミーティングを通じて営業各自の実施進捗と結果を逐次フォローする。</li> <li>⑤ 2025 年春～夏季に改正予定の化学物質管理に関する法改正において新たな指定化学物質を含有する主力 2 製品については、各顧客に対するアナウンスメントを 2024 年 11 月までに完了のうえ、含有しない代替品の実用性能評価を開始する。 以上の実施を以て、2025 年 2 月までに製品代替を完了させる。</li> </ul>
<p>化学物質情報の収集と社内共有、教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 関連諸法令・規制に係る全製品のリスク評価を継続</li> <li>② 国内外の法規制改正、対象物質の範囲拡大や変化に関する情報収集とチェックを随時行う。 同時に顧客から依頼される調査要請内容の変化に基づく動向をチェックし、重要と判断した案件はデータ事例として記録蓄積する。</li> </ul>	<p>顧客から依頼される調査要請ほか、営業部・社外関係先・関連団体・web サイト等の情報に基づいて随時経営者が監督管理する。</p> <p>うち重要と判断した事柄や事例は定期報告書に記載のうえ、月次ミーティング・講習等を通じて全社周知を図るとともに、その都度実施を記録する。</p> <p>74 期以降はさらに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「リスクアセスメントツール（厚労省・職場のあんぜんサイト記載）」を実地に使用した、主要製品のリスクデータを各年度の改正ごと随時把握する。</li> <li>② 顧客からの調査要請に関して、特に「ケムシェルパ」の重要度が増すため、成分・含有率をはじめ、従来社外秘としてきたデータの開示について、各メーカー基準との整合を図る。</li> </ul> <p>以上の事柄について随時実施する。</p>

<p>通常のコサルティング・メンテナンス営業活動の一環として、安衛法に於ける「ユーザーに於けるリスク管理(アセスメント)支援」を積極的に位置づけ、実施を継続する。</p>	<p>当項目は、前々項①～④にリンクさせ、通常営業業務における優先行動目標に位置づける。          なお、結果については、特に重要と思われる事例について社内 web ツールを用いて定期報告書（社内共有サイト）に各自記載し、社内周知を図る。</p>
<p>全社員を対象とした情報伝達・講習の定期的な実施と内容充実。          タブレット・web ツール等を活用した基本情報の交換・共有手段の構築と運用、リモートミーティングの随時実施</p>	<p>(経営者)          「環境教育記録」を実施ごと継続して作製する。          タブレット端末（Web 共有ツールをインストール済）を積極的に活用し、全社員に対する速やかな情報共有を図る。          各部署に於ける月次ミーティング・講習会に於いては、主催者（経営者）からの一方的な情報伝達に偏らず、重要事例について（結果の好悪を問わず）参加者個々による詳しい報告を促すほか、各自からの意見提案にも一層の時間を割き、双方向の情報交換が行われるよう、それぞれ会合の運営方法を工夫する。          (経営者・営業部・業総務部)          同じくタブレット端末による営業部のリモートミーティングや講習を継続し、一層伝達速度を向上させる。          各部署では各会合のほか、日常的に積極的な事例報告と意見提案を行えるよう「報告・提案した結果」について、随時フィードバックを慣例化させる。</p>

## 2. 環境負荷の低減

2-1 環境負荷の低減のための取組みとしては、下記事項を監視項目とし、削減のための数値目標は定めず前年度実績の維持に徹する。

- ① 営業車 10 台のガソリン使用量とその CO2 排出量換算値  
各人の燃費を計算し、結果を管理する
- ② 事務所の電力使用量
- ③ // 一般廃棄物排出量（再生利用含まず）
- ④ // 水道水使用量 本社のみ
- ⑤ グリーン購入 商品等の文具は、可能な限り「たのめーる」を活用する。（集計表あり）

### 2-2 環境経営計画の運用、実行手順

- ① ガソリン使用量 全社
  - a) アイドリングストップ、アクセルむらのない「エコ運転」の推進徹底
  - b) 急発進及び急停止の禁止
  - c) 車両点検整備の定期実施とチェック
  - d) 車両毎、燃料消費量・走行距離・燃費の月次報告義務化
  - e) 社用全車に低燃費・低公害車を採用（車種一覧有り）
  - f) 経営者による各担当者に対する行動計画段階からの月次チェックと是正
- ② 電力使用量
  - a) 全社 昼休み、不要箇所の消灯及び不要機器の電源シャットオフ励行
  - b) // 空調機器の温度設定を冬季は 20℃、夏季は 28℃を極力遵守  
※温度設定は夏冬の気温に応じて調整し、無理のない範囲で取り組むよう心がける
  - c) // O A 機器、照明及び空調機器類は、エネルギー効率の高い製品の優先導入
  - d) 本社 パーテーションの隙間を埋め、冷暖房管理を徹底
  - e) // 夏期の日差し対策として窓外側にスクリーン、窓に UV カットシートを貼付
  - f) // サーキュレーターで、室内の温度を均等に保つ
  - g) // 蛍光灯を LED に交換
- ③ 一般廃棄物排出量  
紙類の購入量（使用量）の抑制、再生利用の向上
  - a) 全社 廃棄物の分別（可燃、不燃）の徹底励行（分別ゴミ箱の使用徹底）
  - b) // 紙材のリサイクルの推進
  - c) 本社 他社表記の梱包用段ボールの再利用促進
- ⑤ 水道水使用量  
極力 節水に努める

## 2-3 事務所の活動

- ① E A 2 1 ファイルサーバに保存されている各事務所の環境負荷低減項目を閲覧し相互理解を深め、円滑な業務運営に貢献する
- ② 当社独自の e-文書法の実施を推進する

## 3. 環境法令・法規制等の遵守

それぞれ対象法令ごと遵守状況をチェックし、逐次記録する

## 4. 環境上の緊急事態の試行及び訓練

## 5. 問題点の是正処置及び予防処置

## 6. 最新版「環境経営レポート（第 74 期）」の発行

2025 年 10 月を目標として速やかに作成する。

また当社ホームページにアップし、同じく E A 21 地方事務局へ提出する。